

令和 7 年度 東京都社会福祉協議会 未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援資金 申込のしおり

<制度概要>

1 趣旨

保育士の離職防止及び潜在保育士の再就職支援を図るため、未就学児を持つ保育士の子供の預かり支援に必要な費用について貸し付けを行うことにより、保育人材の確保を図ることを目的とします。

2 貸付対象者

令和 6 年 8 月 1 日以降、東京都内の保育所等※に雇用されている保育士で、以下の要件をいずれも満たす方。

- ① 未就学児を持ち、保育所等を利用している方
 - ② 保育所等における勤務の時間帯により、子供の預かり支援に関する事業（ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子供の預かり支援に関する事業）を利用する方
- 〔*ベビーシッター派遣事業は、児童福祉法に基づく認可外保育施設の届出を行っている
法人又は個人であることが必要です。〕

※保育所等にあたる施設・事業については 8 ページ【保育所等の範囲】参照

3 貸付内容

- ① 貸付額 子供の預かり支援に関する事業の利用料の半額（年額 123,000 円以内）
- ② 貸付期間 保育士として勤務する期間（最長 2 年間）
- ③ 利子 無利子
- ④ 交付 1 年分を年 1 回交付（貸付期間が 2 年の場合、全 2 回交付）

4 実績報告

貸付期間終了後、実際に預かり支援事業を利用した時間帯および料金が確認できる書類をご提出いただきます。実際にかかった利用料が当初の貸付計画より少なかった場合は、ご返金いただきます。

※利用実績報告書の提出がない場合及び不備不足等がある場合は、返還免除ができません。領収書や利用報告書、請求明細書等に「利用した時間帯および料金」の記載があるか、記載がない場合は所定の様式（13 ページ）への証明が可能かどうかを、利用している預かり支援事業実施先に確認した上でお申込ください。

5 返還免除

東京都内の保育所等において、2 年間引き続き児童の保護等に従事した場合、返還免除となります。（従事期間の起算日は貸付期間の開始日からとします）

6 返還猶予

以下のいずれかに該当し継続しているとき返還の猶予が可能となります。

- ① 東京都内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

7 返還

東京都内の保育所等を退職するなどし、返還猶予のいずれにも該当しない場合、返還となります。

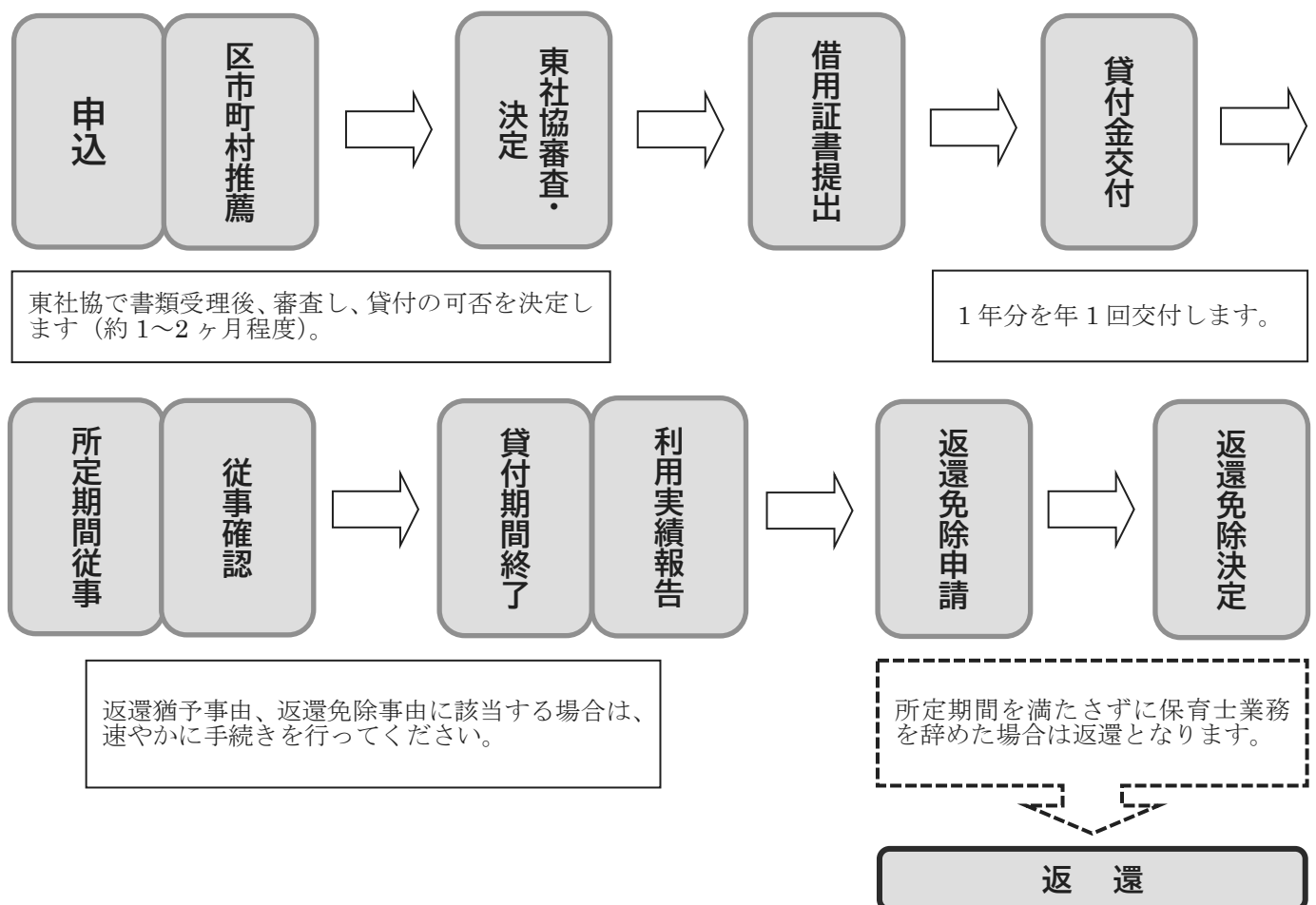
- ① 返還期間 貸付けを受けた月数の2倍に相当する期間以内
- ② 返還方法 月賦、半年賦又は年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）
- ③ 延滞利子 返還期間内に返還されない場合は遅延日数に応じ、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収

例 貸付額 246,000 円、月賦で返還期間（24 か月×2 倍）48 か月＝毎月 5,125 円

8 申込及び貸付決定

- 申込先 申込者が勤務する施設・事業所を通じ、その施設・事業所が所在する区市町村所管課から推薦書とともに申込書類が東京都社会福祉協議会（以下、東社協という）に送付されます。ただし、勤務先が企業主導型保育事業の場合は、事業所から東社協へ直接申込してください。
- 貸付決定 東社協は内容を審査し、貸付の可否を決定し、申込者に直接結果をお知らせします。
＊審査にあたり不備不足等があった場合は、貸付が承認されない場合があります。

<申込から返還免除までの流れ>



＜申込について＞

1 申込者の要件

- 令和6年8月1日以降、東京都内の保育所等^{※1}に雇用されている保育士で、以下の要件をいずれも満たす方。
- ① 未就学児を持ち、保育所等^{※1}を利用している方
 - ② 保育所等における勤務の時間帯により、子供の預かり支援に関する事業（ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業^{※2}その他の子供の預かり支援に関する事業）を利用する方
- ※¹ 保育所等にあたる施設・事業については8ページ【保育所等の範囲】参照
- ※² ベビーシッター派遣事業は、児童福祉法に基づく認可外保育施設の届出を行っていること。
- * 東京都内の保育所等で2年間引き続き保育士業務に従事する意思がある方が対象です。
- * これまでに預かり支援資金の貸付を受けた方は、返還免除または返還完了しなければ新たな申込はできません。

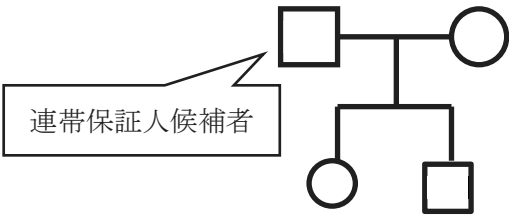
2 連帯保証人要件

- ① 次の基準以上の収入を有する成年者1名を立てること。申込者と連帯保証人との関係は問わない。
- | | | | | | |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 世帯人員 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 |
| 平均月額 | 177,000円 | 261,000円 | 319,000円 | 376,000円 | 411,000円 |
| 世帯人員 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 |
| 平均月額 | 459,000円 | 513,000円 | 558,000円 | 603,000円 | 648,000円 |
- ※ 「世帯人員」とは生計を一にする家族の人数です。 * 下記【「世帯人員」について】参照
- ※ 「平均月額」は、申込の前年の給与等収入額を12で除した金額により確認します。
- ② 連帯保証人は、東社協が実施する保育士修学資金貸付等事業における他の貸付の連帯保証人となっていないこと。ただし、申込者が「未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援資金」、「潜在保育士の再就職支援資金」「未就学児を持つ保育士の子供の預かり支援資金」の借入を同時にしている場合には、各貸付の連帯保証人となることを妨げない。

「世帯人員」について

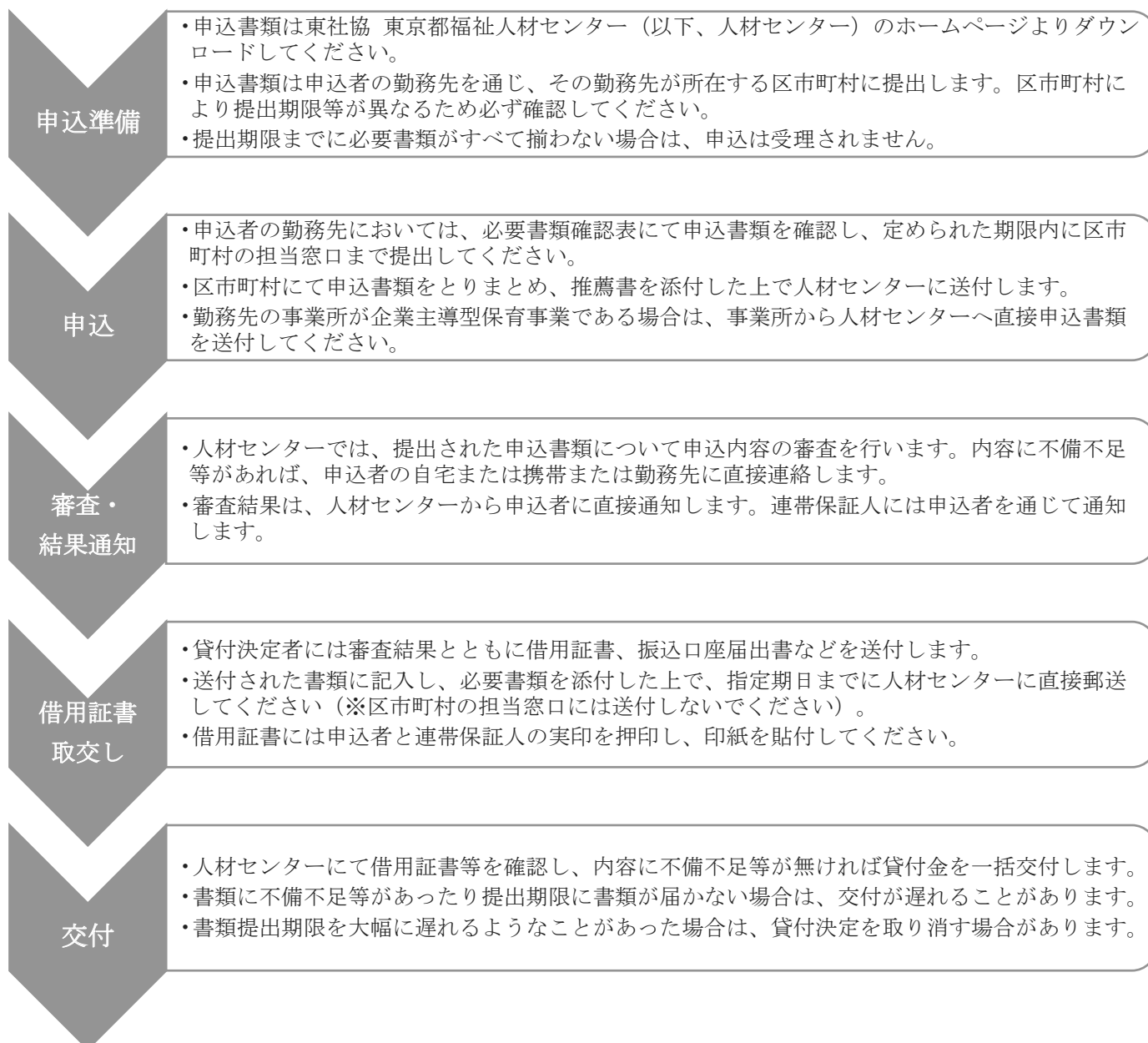
- 連帯保証人の収入要件の表における「世帯人員」とは、『生計を一にする家族』の人数とします。本貸付制度における『生計を一にする家族』とは、「扶養者」と「その扶養者が扶養している家族」とします。
- ① 連帯保証人に扶養家族がいる場合は、「連帯保証人」「連帯保証人が扶養している家族」が該当します。
 - ② 連帯保証人が扶養されておらず、かつ誰も扶養していない場合、生計を一にする家族は1人となります。
 - ③ 連帯保証人が扶養されている場合、「連帯保証人」「連帯保証人の扶養者」「扶養者が連帯保証人以外に扶養している家族」が、生計を一にする家族となります。しかし、扶養されている場合、収入基準を満たさないため連帯保証人になることはできません。

例) 4人家族(夫、妻、子2人)の夫が連帯保証人候補の場合



- ・ 夫が、妻と子2人を扶養している場合
⇒ 世帯人員は4人
- ・ 夫が子2人を扶養し、妻は扶養していない場合
⇒ 世帯人員は3人

3 申込方法



- ① 貸付申込書を記入の上、必要書類を添付した上で申込者の勤務先に提出してください。
- ② 申込者が勤務する保育所等では、区市町村が定める期限内に申込書類を提出してください。区市町村にて申込をとりまとめ、推薦書を添付した上で人材センターに送付します。
※提出期限は申込者の勤務先を通じて区市町村の担当窓口にご確認ください。なお、提出期限までに連帯保証人等の書類を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込は受理されませんのでご了承ください。
- ③ 借用証書提出の際に必要な書類は下記の通りです。

- ・借用証書（申込者、連帯保証人が自筆で署名、実印押印）
- ・印鑑登録証明書（申込者、連帯保証人）
- ・振込口座届出書（申込者名義の口座であること）

4 必要書類について

申込者は、以下の書類を整え、勤務先に提出してください。

必要書類			確認事項
申 込 者	預かり支援資金必要書類確認表		・必要書類が揃っている
	1	預かり支援資金貸付申込書	①申込者が自筆で署名、押印 ②申込書は A4 用紙両面印刷に（複数枚の場合は左上 1 ヶ所でステープラ留め）している
	2	住民票（世帯全員の記載があるもの）	①発行から 3 か月以内である ②個人番号（マイナンバー）の記載がないまたは印字部分がマジックペン等で黒塗りされている ※連帯保証人分も記載がある場合は 1 通で提出可
	3	保育士証の写し	①申込書記載の氏名と一致している ※旧姓の場合変更手続きをしている
	4	勤務証明書	・勤務先の公印が押印されている
	5	未就学児が保育所等を利用していることが確認できる書類	※有効な書類：入所決定通知書（写）、保育料決定通知書（写）、在園証明書（原本）など
	6	子供の預かり支援事業の利用の時間帯及び料金が記載された書類	・事業の利用時間帯及び料金について、子供の預かり支援事業の実施先が証明する内容の記載があるもの（利用説明書、契約書等の写し等）
連 帯 保 証 人	7	（企業主導型保育事業の場合のみ） 企業主導型保育事業助成決定通知書の写し	申込者が勤務する事業所名の記載があるもの
	1	住民票	①発行から 3 か月以内である ②個人番号（マイナンバー）の記載がないまたは印字部分がマジックペン等で黒塗りされている ※申込者分も記載がある場合は 1 通で提出可
	2	令和 7 年度課税証明書 （令和 6 年中の所得などが記載されたもの）または 令和 6 年源泉徴収票の原本	・収入が基準以上である

5 申込書類記入上の注意

- ① 文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して上から訂正印を押し、その近く書き直してください。修正液や熱により消せるボールペン等は使用しないでください。
- ② 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができません。
- ③ 利用料の月額が一定しない場合は平均額を記入してください。
- ④ ベビーシッター派遣事業を利用している場合、利用している事業所の児童福祉法に基づく認可外保育施設の届出の有無については、東京都福祉局ホームページ「居宅訪問型保育事業者一覧」で確認することができます。
※東京都外の事業所の場合は、各県の所管課にお問い合わせください。
- ⑤ 人材センターホームページからダウンロードした書類が 2 ページにわたる場合は、A4 用紙両面印刷、または A4 用紙片面印刷し左上 1 ヶ所をステープラ留めしてください。
- ⑥ 助成決定通知書は企業主導型保育事業所に向けた通知です。ご準備の際は事業所にご確認をお願いいたします。

<Q & A>

Q1 子どもが2人いる場合、どのように申込すればよいですか。

A1 本貸付事業は保育士一人に対する利用料の貸付です。子どもの人数や世帯は関係ありません。

Q2 保育所復帰支援資金や再就職支援資金等と併用することはできますか。

A2 ①東社協が実施する「再就職支援資金」「保育所復帰支援資金」と併用することができます。

②保育士修学資金を貸付期間中、返還猶予中や返還中の場合は申込できません。

Q3 子どもが利用している保育園の延長保育が19時30分までですが、遅番シフトの日は勤務が20時までのため、お迎えに間に合いません。ファミリーサポートの協力会員さんに、18時30分に子どもを迎えに行ってもらい、20時30分まで預けています。この場合、貸付の対象になりますか。

A3 対象になります。

Q4 子どもが利用している保育園の保育時間が18時までですが、仕事がありお迎えに行けないため、同じ園の延長保育も同時利用して19時まで預けています。この場合、貸付の対象になりますか。

A4 同じ保育所等で引き続き延長保育等を利用する場合は対象になりません。

Q5 保育士証が旧姓のままで氏名の変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

A5 保育士証が旧姓のままだと本人確認ができません。至急保育士証の氏名変更手続きをし、現在の氏名が記載された保育士証の写しを提出してください。

※提出が申込締切に間に合わない場合は、①旧姓の保育士証の写しと、②氏名変更手続日、③氏名変更後の保育士証提出時期を書いたメモを添付してください。氏名変更手続き完了後、速やかに新しい保育士証の写しを提出してください。

※新しい保育士証の提出が令和7年12月19日（金）を過ぎる場合は貸付金を交付できず、貸付決定を取り消すことがあります。

Q6 今回の締切日までに書類を用意できない場合、次回申込をすることができますか。

A6 今回の申込では令和6年8月1日以降の利用料を貸付対象としています。次年度は今回の申込締切以降の利用料を貸付対象として申込を受け付ける予定です。

Q7 貸付期間終了後に提出する実績報告書には、どのような書類を添付するのですか。

A7 有効な書類として「利用した時間帯および料金」が記載された預かり支援事業の領収書や利用報告書、請求明細書等があります。書類に記載がない場合は、所定の様式（13ページ参照）に別途証明していただきます。所定の様式への証明が可能かどうかを利用している預かり支援事業実施先にご確認いただいた上でお申込ください。なお、書類の提出ができない場合は、返還免除の手続きをとることができないため、返還となりますのでご注意ください。

Q8 貸付を受けた後に休職した場合はどうなりますか。

A8 貸付期間中に休職した場合は、その間の貸付金は交付されません。すでに交付済の場合は該当する期間分の貸付金を返金していただきます。

Q9 これから預かり支援事業を利用する場合は申込できますか。

A9 申込する時点ですでに預かり支援事業を利用しているか、少なくとも利用する事業の利用契約を終えている必要があります。

【申込書類のダウンロード】

東京都福祉人材センターホームページ で検索

→ 「東京都福祉人材センター」

→ 「福祉人材のための資金貸付事業」

→ 「未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援資金」



【制度に関するお問合せ】

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

東京都福祉人材センター人材情報室（資金係）

TEL 03-5211-2911（受付：平日 9～17 時）

【保育所等の範囲】

施設・事業種別	設置根拠法
保育所	児童福祉法第7条
幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条
幼稚園のうち、令和6年度末までに「認定こども園」への移行を予定している施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項
家庭的保育事業（市町村が行うもの及び市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第9項
小規模保育事業（市町村が行うもの及び市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第10項
居宅訪問型保育事業（市町村が行うもの及び市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第11項
事業所内保育事業（市町村が行うもの及び市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第12項
病児保育事業（都知事に届出を行ったもの）	児童福祉法第6条の3第13項
一時預かり事業（都知事に届出を行ったもの）	児童福祉法第6条の3第7項
乳児等通園支援事業（市町村が行うもの及び市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第23項
離島その他の地域において特例保育を実施する施設	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号
認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設（認証保育所含む）	
企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1

※「幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設」についての補足要件は下記のとおりです。下記①～③のすべてを満たす必要があります。

①「一時預かり事業（幼稚園型）」及び私学助成による「預かり保育」が対象

②週5日、年間200日以上実施していること

③教育時間前後に4時間以上実施していること

*「週20時間以上勤務」の時間数には、教育標準時間帯を含めて構いません。

貸付№ HA		東京都社会福祉協議会 預かり支援資金貸付申込書			
申込者	(フリガナ)	トウキョウ ハナコ		生年月日	(西暦) 1995 年 (和暦) ☐ 昭和 ☒ 平成 7 年 8 月 1 日
	氏名	東京 花子			
	住所	〒123-4567 東京都千代田区飯田橋3-10 飯田橋マンション101			
	電話番号	自宅	03 (1234) 5678	携帯	090 (1111) 5678
勤務先	(フリガナ)	カグラホイクエン			
	施設・事業所名	神楽保育園			
	施設種別	認可保育所	電話番号	03 (1111) 2222	
	勤務先 施設・事業所 所在地	〒123-1234 東京都新宿区神楽5-5			
	勤務開始年月日	(西暦) 2025年 4月 1日	雇用形態	<u>常勤</u> ・ 非常勤	
	変則勤務	無 ・ ☒ ⇒「有り」の場合 預かり支援事業を利用する必要がある勤務時間帯がある日数＝月 <u>5</u> 日程度			
連帯保証人	(フリガナ)	アラカワ マナブ		生年月日	(西暦) 1970 年 (和暦) ☒ 昭和 ☐ 大正 ☐ 平成 45 年 10月 10日
	氏名	荒川 学			
	住所	〒123-1234 東京都新宿区新宿3-3		090 (3333) 3333	
	電話番号	自宅	03 (3333) 3333	携帯	
	本人との関係	叔父			
	職業	会社員	年収	600万円	
申込者の子(未就学児)	(フリガナ)	トウキョウ ハナオ		生年月日	(西暦) 2021 年 (和暦) ☐ 平成 ☒ 令和 3 年 6 月 13 日
	氏名	東京 花男			
	施設・事業所名称	飯田橋保育園		施設種別	認可保育所
	所在地	〒123-1234 東京都千代田区飯田橋坂1-1			
	事業所名称	東京ファミリーサポートセンター	事業種別	ファミリーサポートセンター	
	所在地	〒123-1234 東京都千代田区千代田1-1			
申込者の子(未就学児)②	(フリガナ)	トウキョウ ハナミ		生年月日	(西暦) 2022 年 (和暦) ☐ 平成 ☒ 令和 4 年 12 月 4 日
	氏名	東京 花美			
	施設・事業所名称	飯田橋保育園		施設種別	認可保育所
	所在地	〒123-1234 東京都千代田区飯田橋坂1-1			
	事業所名称	東京ファミリーサポートセンター	事業種別	ファミリーサポートセンター	
	所在地	〒123-1234 東京都千代田区千代田1-1			

記入例

西暦と和暦の両方を併記してください。

訂正の際は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押印の上、書き直してください。

給与収入額を記入してください(※給与所得額ではありません)。

申込 人 の 子 （ 未 就 学 児 ） ③	(フリガナ)				(西暦) 年	
	氏名				(和暦) 年 月 日	
	施設・事業所名称			施設種別		
	所在地	〒 -				
	事業所名称			事業種別		
	所在地	〒 -				
貸付 申 込 額	貸付申込期間	(西暦) 2025 年 4 月 ~ 2027 年 3 月 【 24 か月 】 ※貸付開始は2024(令和6)年8月1日以降とし、貸付期間は2年間を上限とする				
	貸付対象額	利用料(1年目)	月額 <u>22,500</u> 円 × (<u>12</u>) か月 日 =	左記の1/2の金額 (a)	<u>135,000</u> 円	
		利用料(2年目)	月額 <u>22,500</u> 円 × (<u>12</u>) か月 月 =	左記の1/2の金額 (b)	<u>135,000</u> 円	
	貸付申込総額	1年目	<u>123,000</u> 円	*貸付月数が1年(12か月)に満たない場合は、貸付対象額は「月額10,250円×貸付月数」で算出した額を上限とする。		
		2年目	<u>123,000</u> 円			
		合計	<u>246,000</u> 円			

月額が一定ではない場合は、平均額を記入すること。

貸付申込月数を記入すること。

上記記載事項に相違はありません。

東京都社会福祉協議会預かり支援資金を借り受けたく、関係書類を添えて申し込みます。

2025 年 10 月 7 日

東京都社会福祉協議会会長 殿

本人 東京 花子 (花子印)
氏名
(自署)

※ 貸付期間終了後、利用実績報告書をご提出いただきます。実際にかかった利用料が当初の貸付計画より少なかった場合は、ご返金いただきます。利用実績報告書には、「利用した時間帯および料金」の記載がある証明書の添付が必要になります。

勤務証明書

2025年 10月 1日

東京都社会福祉協議会会長 様

申込者氏名 東京 花子
 住所 〒123-4567
 東京都千代田区飯田橋 3-10
 飯田橋7ツヨノ 101
 TEL 03-1234-5678

-----以下、施設・事業所記載-----

上記の者について、以下のとおり勤務していることを証明します。

法人名	社会福祉法人 千代田保育会
施設・事業所名	神楽保育園
施設・事業所所在地	〒123-1234 東京都新宿区神楽 5-5
施設・事業所種別	ア イー1 イー2 ウ エ オ カ キ ク ケ コ
職 種	※保育士として勤務している必要があります。 施設長・事務職等は対象外です。
雇用契約期間	2025年 4月 1日 ～ 2027年 3月 31日 *有期の雇用契約の場合、更新の見込み⇒ <u>あり</u> ・ なし
現在の雇用形態	☒ 常勤 ☐ 非常勤 1週あたりの勤務時間 _____時間
勤務時間、月あたりの日数	変則勤務（シフト勤務）がある場合、勤務を要する時間帯を全て記入してください。 ① <u>6時30分～15時30分</u> 月（ <u>3</u> ）回程度 ② <u>8時30分～17時30分</u> 月（ <u>14</u> ）回程度 ③ <u>11時30分～20時30分</u> 月（ <u>5</u> ）回程度 ④ _____時 _____分～ _____時 _____分 月（ ）回程度 ⑤ _____時 _____分～ _____時 _____分 月（ ）回程度

施設・事業所の名称 神楽保育園

代表者職名及び氏名 園長 武蔵野 春子

証明書作成者の所属・氏名 事務担当 立川 秋子

神 楽
 (公印) 育 園
 園長之印

(預かり支援資金)

～申込者が勤務する施設・事業所向け～

勤務証明における注意事項

この勤務開始届は、東京都社会福祉協議会 預かり支援資金の申請における必要書類となっています。作成を依頼された施設・事業所のご担当者様におかれましては下記にご注意いただき勤務証明をお願いいたします。

＜東京都社会福祉協議会 預かり支援資金について詳しくはこちら＞

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/azukarishien.html>

- 「施設・事業所名」「施設・事業所所在地」には、実際に勤務する施設・事業所についてご記載ください。本資金の貸付は、東京都内の施設・事業所等に勤務する方が対象です。
- 「施設・事業所種別」は下表から該当するものを選び、その記号に○をつけてください。下表に記載のない施設・事業での勤務は本事業の対象ではありません。

ア	児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
イー1	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
イー2	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち、ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ	児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ	児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
キ	児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
ク	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ケ	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
コ	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」(令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知)の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

- 「雇用形態」は該当するものに☑をご記入ください。「常勤」には非正規の常勤者を含みます。「非常勤」の場合は、休憩時間を含まない雇用契約上の1週あたりの勤務時間をお書きください。
- 提出された証明書において不明な点があった場合、証明書作成者にお問合せする可能性がございます。あらかじめご了承ください。

(預かり支援資金)

記入例

※貸付期間終了後に提出

預かり支援事業利用報告書兼利用実績証明書

2027年4月20日

東京都社会福祉協議会会長 様

氏名 東京 花子

住所 〒123-4567

東京都千代田区飯田橋3-10

飯田橋7ツヨ101

TEL 03-1234-5678



本事業の利用について、保育所等における勤務の時間帯により、下記のとおり利用したことを報告します。

利用機関名	東京ファミリーサポートセンター		
所在地・TEL	〒123-1234 千代田区飯田橋坂 1-1		TEL 03-1234-5678
事業種別	☒ ファミリーサポートセンター ☐ ベビーシッター派遣事業 ☐ その他の預かり支援事業		

	貸付対象期間	貸付決定額	利用期間	利用料金	利用料金の半額
1年目	2025年4月～ 2026年3月	123,000円	2025年4月～ 2026年3月	256,500円	128,250円
2年目	2026年4月～ 2027年3月	123,000円	2026年4月～ 2027年3月	256,500円	128,250円
貸付決定額合計		246,000円	利用料金の半額合計		256,500円

上記の者の利用実績について、下記のとおり証明します。

利用年月	利用回数	利用時間	利用料	利用年月	利用回数	利用時間	利用料
2025年4月	5回	18:00～21:00	22,500円	2026年4月	5回	18:00～21:00	22,500円
2025年5月	4回	18:00～21:00	18,000円	2026年5月	4回	18:00～21:00	18,000円
2025年6月	5回	18:00～21:00	22,500円	2026年6月	5回	18:00～21:00	22,500円
2025年7月	5回	18:00～21:00	22,500円	2026年7月	5回	18:00～21:00	22,500円
2025年8月	4回	18:00～21:00	18,000円	2026年8月	4回	18:00～21:00	18,000円
2025年9月	5回	18:00～21:00	22,500円	2026年9月	5回	18:00～21:00	22,500円
2025年10月	5回	18:00～21:00	22,500円	2026年10月	5回	18:00～21:00	22,500円
2025年11月	5回	18:00～21:00	22,500円	2026年11月	5回	18:00～21:00	22,500円
2025年12月	4回	18:00～21:00	18,000円	2026年12月	4回	18:00～21:00	18,000円
2026年1月	5回	18:00～21:00	22,500円	2027年1月	5回	18:00～21:00	22,500円
2026年2月	5回	18:00～21:00	22,500円	2027年2月	5回	18:00～21:00	22,500円
2026年3月	5回	18:00～21:00	22,500円	2027年3月	5回	18:00～21:00	22,500円
合計利用料				513,000円			

※上記の枠で記入しきれない場合は、別紙に記載 ⇒ 別紙＝有 **無** (いずれかに○を付けてください)

事業所の名称 東京ファミリーサポートセンター
代表者職名及び氏名 センター長 千代田 一郎
証明書作成者の所属・氏名 総務部 新宿 次郎
連絡先TEL 03-1234-5678

東京ファミリー
サポートセンター
所長印

(預かり支援資金)

利用報告書及び利用実績証明における注意事項

- この利用報告書は、東京都社会福祉協議会 預かり支援資金の利用実績報告の際に必要な書類です。
利用報告書の提出がない場合には返還免除とすることができなくなりますので、必ずご提出ください。
- なお、利用実績証明欄については、借受人が利用した預かり支援事業の実施事業所が証明します。
証明内容欄の事項が証明できる他の書類（請求明細書や利用報告書等で事業実施事業者の公印が押された書類の写し）がある場合は、その書類を添付することで証明書への記載に代えることができます。
- 提出された証明書において不明な点があった場合、証明書作成者にお問合せするまたは証明内容欄の事項が証明できる書類の提出を求めることがあります。あらかじめご了承ください。
- 作成を依頼された事業所のご担当者様におかれましてはご協力をお願いいたします。

<東京都社会福祉協議会 預かり支援資金について詳しくはこちら>

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/azukarishien.html>

区市町村所管課一覧

番号	区市町村名	部署名	所在地	電話番号	備考
1	千代田区	子ども部子ども支援課	〒102-8688千代田区九段南1-2-1	03-5211-4229	
2	中央区	福祉保健部保育課	〒104-8404東京都中央区築地1-1-1	03-3546-5681	
3	港区	子ども家庭支援部保育課運営支援係	〒105-8511東京都港区芝公園1-5-25	03-3578-2850	
4	新宿区	保育指導課支援係	〒160-8484東京都新宿区歌舞伎町1-5-1	03-5273-4318	
5	文京区	子ども家庭部幼児保育課	〒112-8555東京都文京区春日1-16-21	03-5803-1857	
6	台東区	教育委員会児童保育課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1309	保育所・地域型保育事業・認証保育所
		教育委員会学務課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1414	認定こども園
		教育委員会庶務課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1402	私立幼稚園
7	墨田区	子ども・子育て支援部子ども施設課保育給付担当 こども未来部保育政策課施設管理係	〒130-8640東京都墨田区吾妻橋1-23-20 〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-5608-1253 03-3647-9094	
8	江東区	こども未来部保育支援課事業支援係	〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-3647-9084	認可保育所(私立)、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、地方単独保育施策、認証保育所
		教育委員会学務課幼稚園係	〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-3647-9703	幼稚園、認定こども園
9	品川区	子ども未来部保育施設運営課保育管理担当	〒140-8715東京都品川区広町2-1-36	03-5742-6597	
10	目黒区	子ども若者部保育課保育係	〒153-8573東京都目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9865	
		子ども若者部子ども若者課子育て支援係	〒153-8573東京都目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9892	
		教育委員会事務局学校運営課学事係	〒153-8573東京都目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9304	
11	大田区	こども家庭部保育サービス課	〒144-8621東京都大田区蒲田5-13-14	03-5744-1277	
12	世田谷区	子ども・若者部保育課保育育成支援担当	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2320	私立保育園・一時預かり・私立認定こども園・地域型保育事業
		子ども・若者部保育課保育計画・再整備担当	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2325	病児保育事業
		子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	①03-5432-2324 ②03-5432-2572	①認証保育所 ②保育室・保育ママ(地方単独保育施策)
		子ども・若者部子ども・若者支援課私学係	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2066	私立幼稚園
13	渋谷区	保育課保育管理係	〒150-8010渋谷区宇田川町1-1	03-3463-2483	
14	中野区	子ども教育部保育園・幼稚園課 私立施設給付係	〒164-8501東京都中野区中野四丁目11番19号	03-3228-5496	
15	杉並区	子ども家庭部保育課保育施設給付係	〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1	03-3312-2111 (内線)1376	
16	豊島区	子ども家庭部保育課巡回指導グループ 子ども未来部保育課	〒171-8422東京都豊島区南池袋2-45-1 〒114-8508東京都北区王子本町1-15-22	03-4566-2498 03-3908-9127	
17	北区	子ども未来部子ども未来課子ども施設係	〒114-8546東京都北区滝野川12-52-10	03-3908-8143	私立幼稚園、私立認定こども園
		教育振興部教育指導課就職係	〒114-8546東京都北区滝野川12-52-10	03-3908-9286	区立幼稚園
		教育振興部学校支援課学校支援係	〒114-8546東京都北区滝野川12-52-10	03-3908-9293	区立認定こども園
18	荒川区	子ども家庭部保育課保育管理係	〒116-8501東京都荒川区荒川12-2-3	03-3802-3942	認可保育所、認証保育所等幼稚園以外の施設
		子ども家庭部子育て支援課子育て事業係	〒116-8501東京都荒川区荒川12-2-3	03-3802-3619	私立幼稚園
		子ども家庭部保育運営課保育運営・給食係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2483	公設民営保育所、家庭的保育事業
19	板橋区	子ども家庭部保育サービス課民間保育第一係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2492	私立保育所
		子ども家庭部保育サービス課民間保育第二係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2494	認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育事業を除く)、認証保育所等
		教育委員会事務局学務課幼稚園係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2613	幼稚園
20	練馬区	保育課保育人育成係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1708	保育所
		学務課幼稚園係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1347	幼稚園、認定こども園(幼稚園型)
		こども施策企画課こども施策担当係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1306	練馬こども園
		子ども家庭部私立保育園課事業調整係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-5712	認可保育所
21	足立区	子ども家庭部幼稚園・地域保育課 地域保育係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-5428	小規模保育所、保育ママ
		子ども家庭部幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-8013	認証保育所
		子ども家庭部幼稚園・地域保育課私立幼稚園第一係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-6147	幼稚園、認定こども園
		子育て支援部子育て施設支援課私立保育所係	〒124-8555東京都葛飾区立石5-13-1	03-5654-8297	
22	葛飾区	子ども家庭部子育て支援課推進係	〒132-8501江戸川区中央1-4-1	03-5662-1001	
23	江戸川区	子ども家庭部保育幼稚園課	〒192-8501東京都八王子市元本郷町3-24-1	042-620-7248	
24	八王子市	子ども家庭部保育幼稚園係	〒190-8666東京都立川市泉町1156番地の9	042-528-4322	
25	立川市	子ども家庭部保育課庶務係	〒180-8777東京都武蔵野市緑町2-2-28	0422-60-1843	
26	武蔵野市	子ども家庭部子ども育成課	〒181-8555東京都三鷹市野崎1-1-1	0428-29-9672	幼稚園、幼稚園型認定こども園
27	三鷹市	子ども政策部子ども育成課	〒198-8701東京都青梅市東青梅1-11-1	0428-22-1111 (内線2146)	
28	青梅市	こども家庭部こども育成課	〒183-8703東京都府中市宮西町2-24	042-335-4233	
29	府中市	子ども家庭部保育支援課	〒196-8511東京都昭島市田中町1-17-1	042-544-5111 (2164)	
30	昭島市	子ども家庭部子ども育成支援課保育所幼稚園係	〒182-8511東京都調布市小島町2-35-1	042-481-7132	
31	調布市	子ども生活部保育課	〒194-8520東京都町田市森野2-2-22	042-724-2138	
32	町田市	子ども生活部保育・幼稚園課	〒184-8504東京都小金井市本町6-6-3	042-387-9846	
33	小金井市	子ども家庭部保育課	〒187-8701東京都小平市小川町2-1333	042-346-9594	
34	小平市	子ども家庭部保育課庶務担当	〒191-8686東京都日野市神明1-12-1	042-514-8638	
35	日野市	子ども部保育課事業所支援係	〒189-8501東京都東村山市本町1-2-3	042-393-5111 (内線3197)	
36	東村山市	子ども家庭部保育幼稚園課	〒185-8501東京都国分寺市戸倉1-6-1	042-325-0111 (内線465)	
37	国分寺市	子ども家庭部子ども子育て事業課	〒186-8501東京都国分寺市富士見台2-47-1	042-576-2427	
38	国立市	子ども家庭部保育幼児教育推進課保育・幼稚園係	〒197-8501東京都福生市本町5番地	042-551-1780	
39	福生市	子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係	〒201-8585東京都狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-1111 (内線2317)	
40	狛江市	子ども家庭部児童育成課	〒207-8585東京都東大和市中央3-930	042-563-2111 (内1759)	
41	東大和市	子ども未来部保育課	〒204-8511東京都清瀬市中里5-842	042-497-2086	保育・幼稚園係
42	清瀬市	福祉子ども部子育て支援課	〒203-8555東京都東久留米市本町3-3-1	042-470-7745	
43	東久留米市	子ども家庭部子育て支援課施設給付係	〒208-8501武蔵村山市本町1-1-1	042-565-1111 内線182	
44	武蔵村山市	子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係	〒206-8666東京都多摩市関戸6-12-1	042-338-6850	
45	多摩市	子ども青少年部子ども・若者政策課	〒206-8601東京都稲城市東長沼2111	042-378-2111 (内線233・234)	
46	稲城市	子育て支援課保育・幼稚園係	〒205-8601東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1	042-555-1111 内線234	
47	羽村市	子ども家庭部子育て支援課保育・幼稚園係	〒197-0814東京都あきる野市二宮350	042-558-1111	
48	あきる野市	こども家庭部保育課	〒188-8666東京都西東京市南町5-6-13	042-452-6777	
49	西東京市	子ども若者部幼児教育・保育課事業調整係	〒190-1292東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地	042-557-8658	
50	瑞穂町	福祉子ども部子育て支援課保育・幼稚園係	〒190-0192東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地	042-588-4113	
51	日の出町	子育て支援課子育て支援係	〒190-0211東京都西多摩郡檜原村2717番地	042-598-3122	
52	檜原村	福祉子ども部子育て支援係	〒198-0105東京都西多摩郡奥多摩町小丹波108番地	0428-85-2611	
53	奥多摩町	子育て定住推進課子育て推進係	〒100-0101東京都大島町元町1-1-14	04992-2-1471	
54	大島町	福祉子ども部子育て支援係	〒100-0301東京都利島村248番地	04992-9-0011	
55	利島村	住民課	〒100-0402東京都新島村本村1-1-1	04992-5-0243 (民生課直通)	
56	新島村	民生課福祉介護係	〒100-0601東京都神津島村904番地	04992-8-0011	村立認可保育所
57	神津島村	福祉課	〒100-1212東京都三宅島三宅村阿古497番地	04994-5-0902	
58	三宅村	福祉健康課 福祉係	〒100-1301東京都御蔵島村字入かねが沢	04994-8-2121	
59	御蔵島村	総務課民生係	〒100-1498東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2	04996-2-5570	
60	八丈町	福祉健康課	〒100-1701東京都青ヶ島村無善地	04996-9-0111	
61	青ヶ島村	総務課	〒100-2101東京都小笠原村父島字西町	04998-2-3939	
62	小笠原村	村民課福祉係			

個人情報の取扱いについて

東京都社会福祉協議会 保育士修学資金貸付等事業

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都社会福祉協議会（以下、「本会」という。）における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等関係法令にもとづき、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 個人情報保護規程を定めています。保育士修学資金貸付等事業（以下「本事業」という。）においても規程に則って下記のとおり運用していますのでお知らせします。

1 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、本事業の利用状況について正確に把握し、適切に行うことを目的として個人情報を提供・利用します。

2 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記 1 による利用目的の範囲内として、本会の事業担当者が利用することを原則とします。

ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の関係機関(者)との間で個人情報を提供・収集し又は共有することがあります。

① 保育士養成施設

貸付の適確性を判断するために、利用者が在学する保育士養成施設より利用者の学業成績等の提供を受けます。また、交付・返還を円滑に行うため、利用者の在学状況や卒業後の就労先等の情報の提供を受けます。

② 指定施設等

申込、返還猶予や返還免除の要件に関わる適否を確認するため、利用者の就労先の指定施設等より、利用者の就労状況に関する情報の提供を受けます。

③ 東京都

本事業に関する事業の実施状況等の報告のため、個人情報を共有します。

④ 区市町村行政等の機関

申込み内容等の事実確認のため、利用者等の情報について住所地・居住地等の区市町村等へ提供し又は照会をすることがあります。また、転居した場合の事実確認等のために、転入出先区市町村への個人情報の提供又は照会をすることがあります。

⑤ 各種金融機関

利用者が貸付金の交付及び返還金の口座振替・払込において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4 個人情報の事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集・取得した個人情報については、本人の同意なく、事業の目的以外に利用すること、および上記 3 による場合を除き、第三者への提供は行いません。

ただし、以下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、予め同意を得ることなく事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ① 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ② 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ③ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5 業者委託について

本会は、本事業に係る情報システムの保守及び帳票発行、発送業務、返還金引落業務等について、外部の事業者にて委託することがあります。この場合、事業者に対し必要かつ適切な監督を行います。

6 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び本事業に係る情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

7 本会職員等の職務について

本会の従業者（従業者であったものを含む）は業務によって知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

※本会個人情報保護規程は本会ホームページ（<https://www.tcs.w.tvac.or.jp>）に全文掲載しています。

〈東京都社会福祉協議会/東京都福祉人材センター〉2020.5